
岸和田市
人権問題に関する市民意識調査
報告書

ダイジェスト版

令和3年3月
岸和田市

調査の目的と概要

調査種類	人権問題に関する市民意識調査
目 的	様々な人権問題に関する市民の皆様のご意見をお聞きして、これからのまちづくりに生かしていくために実施しました。
対 象 者	岸和田市在住の 18 歳以上の市民 3,000 人 ※令和 2 年 10 月 23 日現在 ※無作為抽出による
実施期間	令和 2 年 11 月 5 日（木）～令和 2 年 11 月 25 日（水）
実施方法	郵送配付、郵送回収
調査票の配付 と回収状況	配 付 数 3,000 件 有効回収数 1,263 件 有効回収率 42.1%

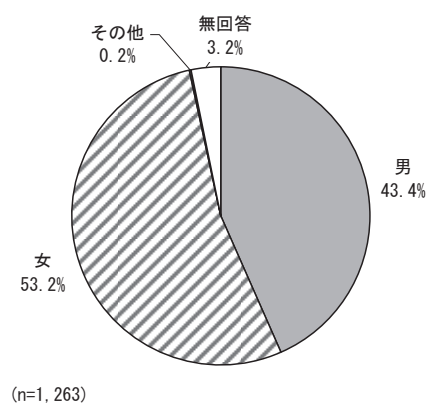
※ 「岸和田市人権施策推進プラン」を改訂するための基礎資料とします。

※ 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。

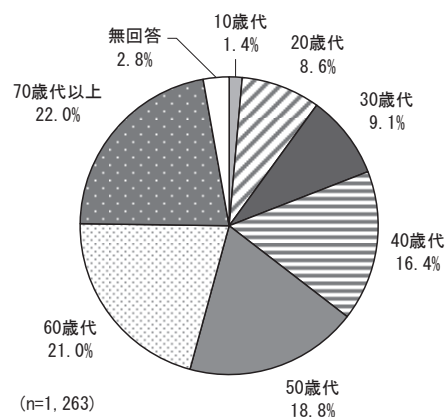
※ 概要版につき、報告書記載データの一部を抜粋して記載しています。

回答者の属性

【回答者の性別】

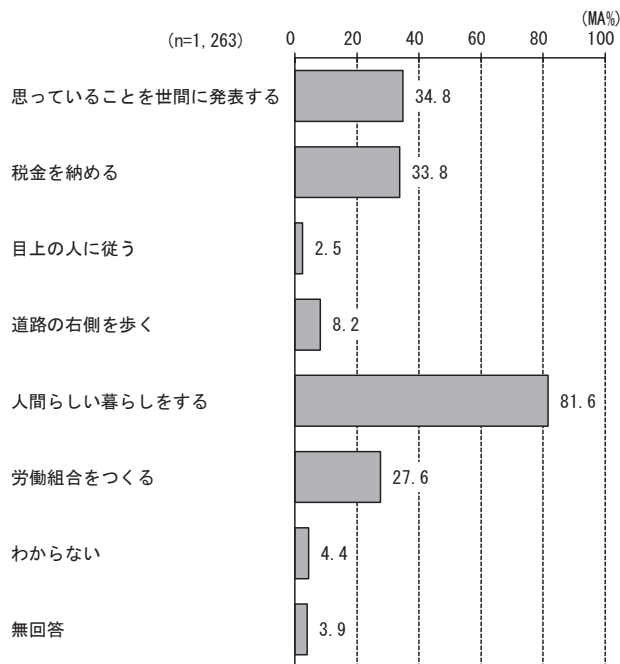


【回答者の年齢】



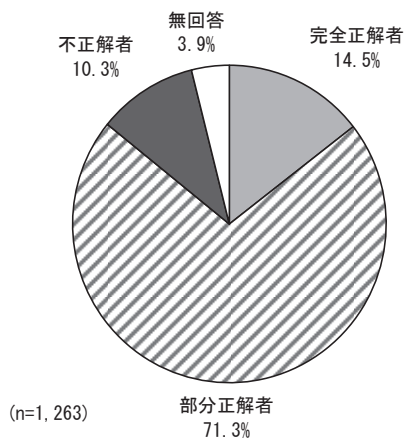
人権に関する考え方について

【憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められていると思うもの（複数回答）】



憲法によって決められた国民の権利について、「人間らしい暮らしをする」が81.6%で最も多く、次いで「思っていることを世間に発表する」が34.8%、「税金を納める」が33.8%となっています。

【国民の権利の正解結果】



「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つだけを選択した「完全正解者」は14.5%となっています。

正答・思っていることを世間に発表する
・人間らしい暮らしをする
・労働組合をつくる

※完全正解者：上記3つの正答だけを選択した回答者

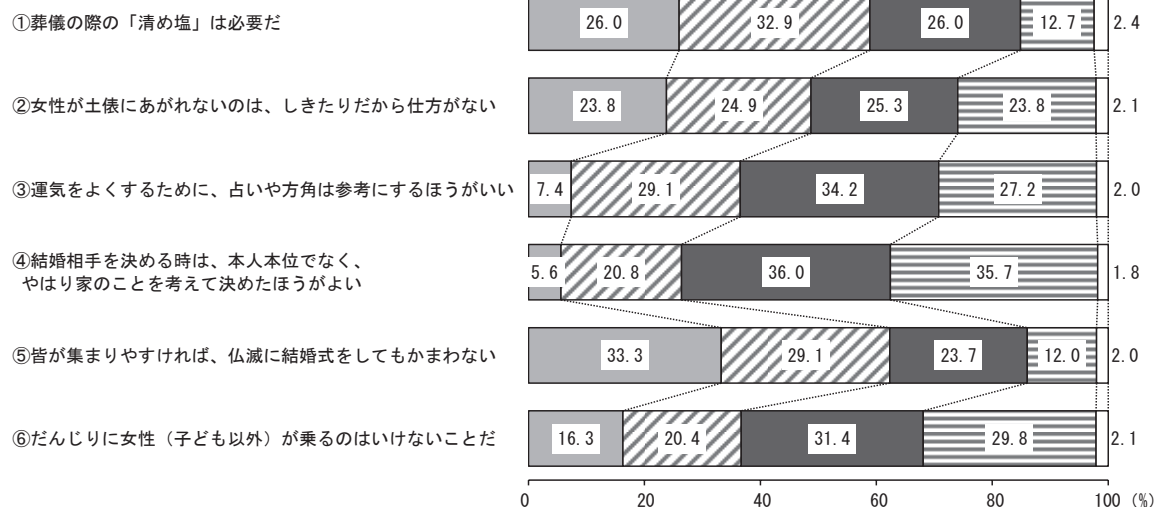
※部分正解者：3つの正答のうちの一部だけを選択するか、3つの全部または一部を選択した上で、他の項目も選択した回答者

※不正解者：3つの正答以外の項目だけを選択した回答者

【慣習についての考え方】

(n=1,263)

□そう思う □どちらかといえばそう思う ■あまりそう思わない □そう思わない □無回答



様々な慣習について、「そう思う」が最も多いのは「⑤皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない」(33.3%)で、次いで「①葬儀の際の「清め塩」は必要だ」(26.0%)、「②女性が土俵にあがれないのは、しきたりだから仕方がない」(23.8%)となっています。

「⑥だんじりに女性（子ども以外）が乗るのはいけないことだ」は、16.3%が「そう思う」となっています。

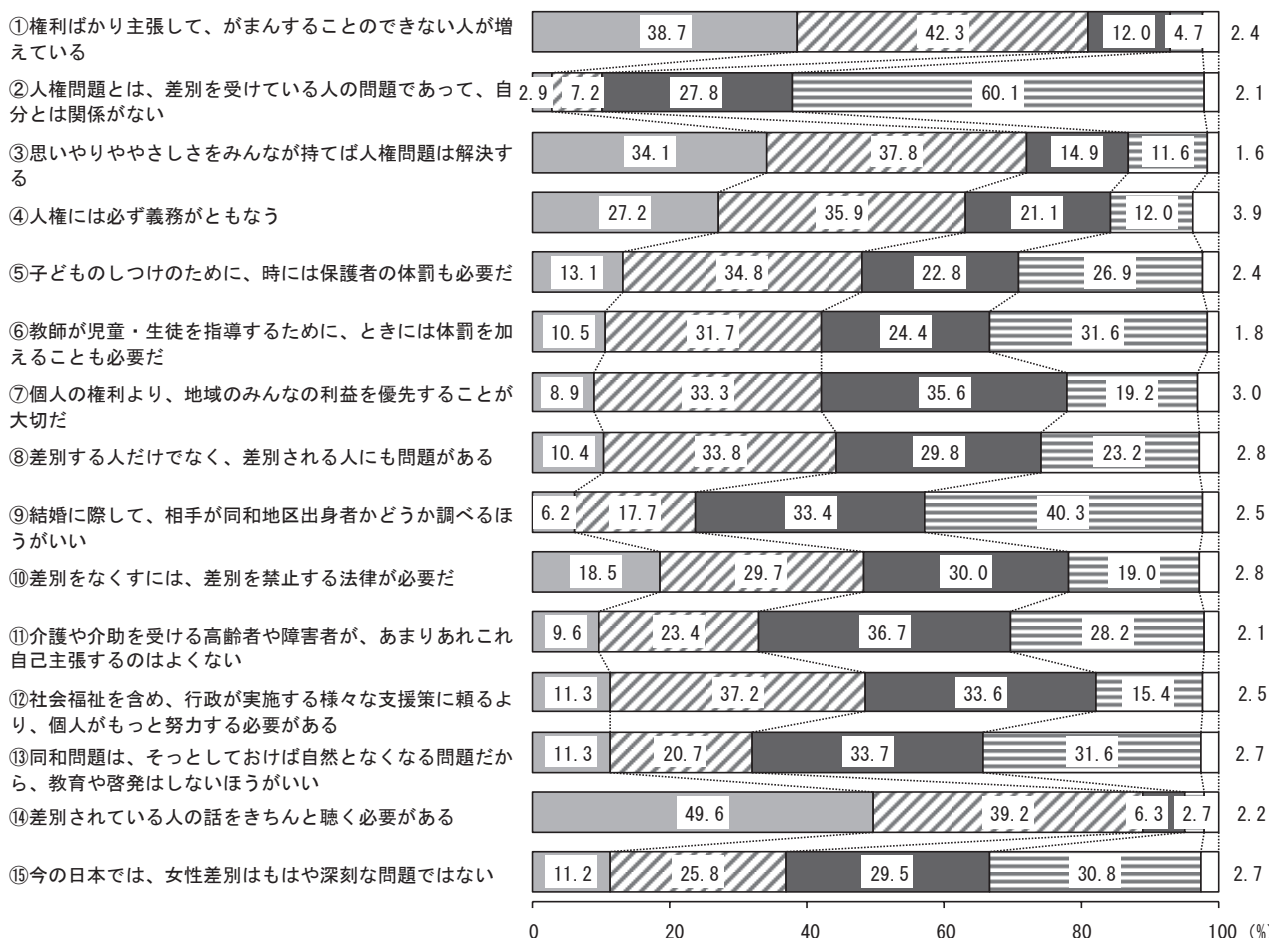
②と⑥について、土俵に女性があがれないしきたりは、だんじりと女性の関係に通じるものがあります。土俵のしきたりを「仕方がない」と思う人の割合は約5割です。一方で、だんじりに女性が乗るのを「いけないことだ」と思う人（しきたりの肯定派）は約4割で、「いけないことだ」と思わない人（しきたりの否定派）は約6割となっています。

今回、問い方がやや異なるものの、国技である大相撲と身近な地域の伝統文化であるだんじり祭りのしきたりについて、はじめて調査をしました。今後、人々の意識がどのような変遷をたどるかを注視します。

【人権に関するいろいろな考え方について】

(n=1,263)

□ そう思う □ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない □ そう思わない □ 無回答



人権に関するいろいろな考え方について、「そう思う」が最も多いのは「⑭差別されている人の話をきちんと聴く必要がある」（49.6%）で、次いで「①権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている」（38.7%）、「③思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」（34.1%）となっています。

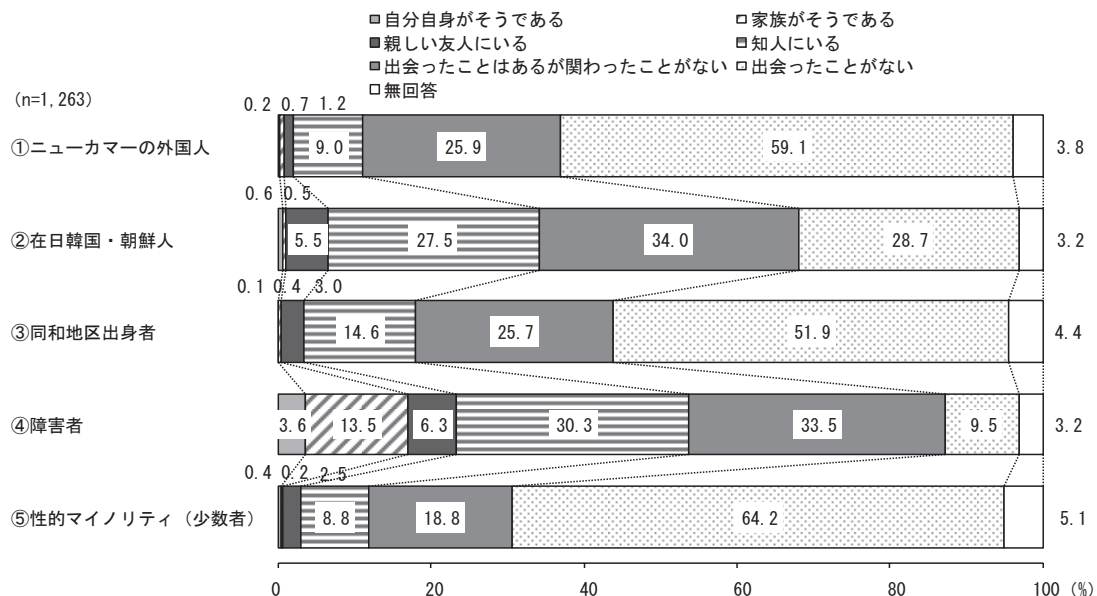
「④人権には必ず義務がともなう」について、人権は一人ひとりが『幸せになるための権利』です。権利の行使には責任がともなうことがあります。権利は何らかの条件があって与えられるものではありません。

例えば、子どもには教育を受ける権利がありますが、教育を受ける義務を負うことはいないということです。（親には、子に義務教育を受けさせる義務があります。）

「⑤子どものしつけのために、時には保護者の体罰も必要だ」、「⑥教師が児童・生徒を指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ」について、子どもの指導で教師による体罰を容認する人は今も4割を超えています。親がしつけとして、また、教師が指導として行う体罰は、子どもの人権を侵害する行為であることを理解し、体罰によらない子育てが課題です。

「⑮今の日本では、女性差別はもはや深刻な問題ではない」について、女性差別としては、意思決定の場への女性の参画が少ないなどの実態もあります。また、女性を見下したり、揶揄するような発言を耳にすることがありますが、そうした発言に対して、同調だけでなく、失笑や沈黙も差別を加担することになるという理解が大切です。

【マイノリティ（少数者）とのかかわりについて】

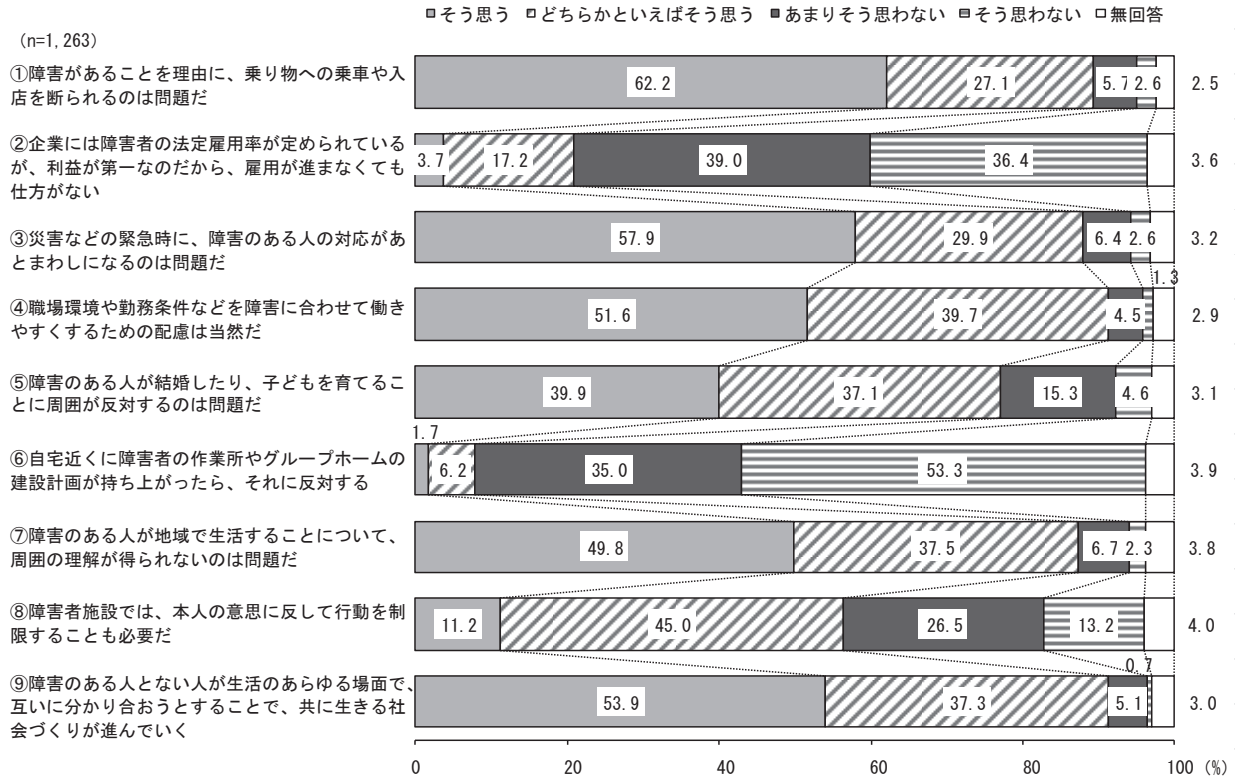


マイノリティ（少数者）とのかかわりについて、“身近にいる”（「自分自身がそうである」、「家族がそうである」、「親しい友人にいます」、「知人にいます」の合計）が最も多いのは「④障害者」（53.7%）で、次いで「②在日韓国・朝鮮人」（34.1%）となっています。

本市には、2,742 人の外国籍の人（うち韓国・朝鮮の人は 830 人）が暮らしています（令和 2 年 12 月末現在）。ほかにも様々なマイノリティ（少数派）の人が地域で生活していることへの理解を深める必要があります。

障害のある人の人権について

【障害のある人の人権に関する意見について】



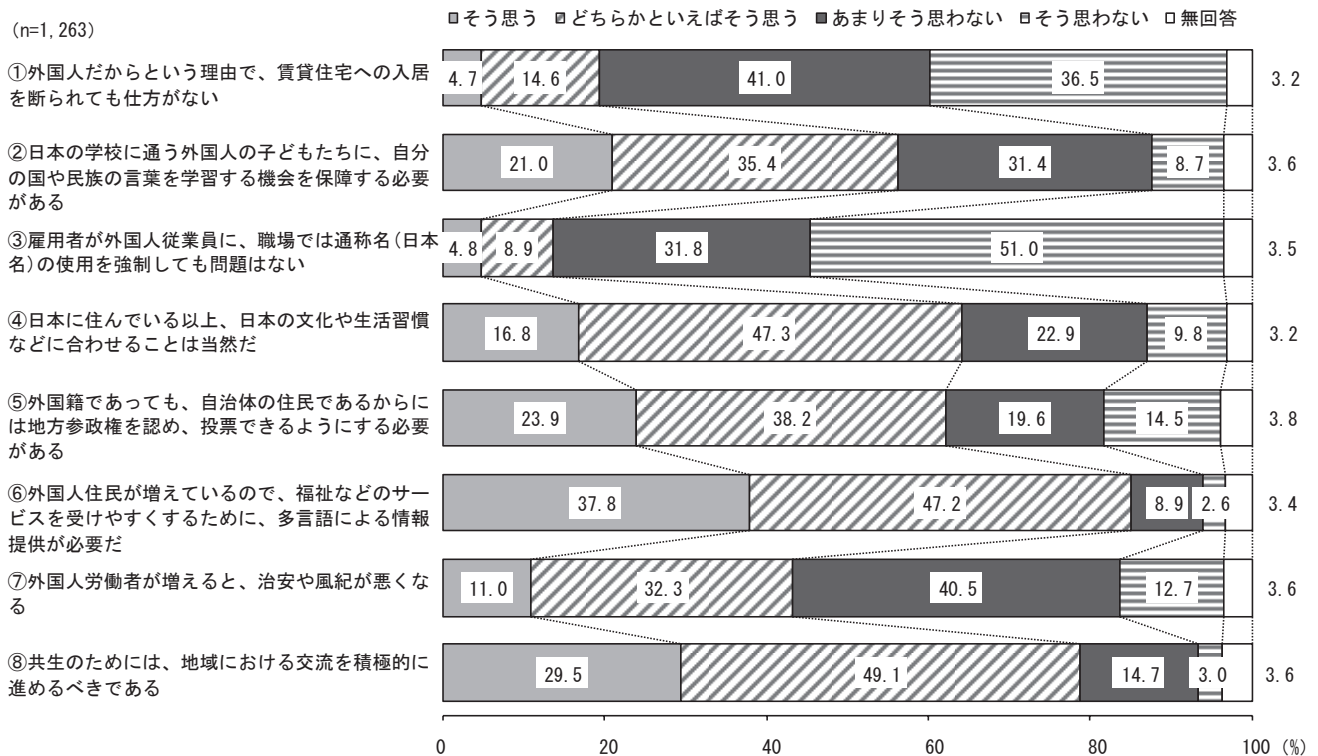
障害のある人の人権に関する意見について、「そう思う」が最も多いのは「①障害があることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」（62.2%）で、次いで「③災害などの緊急時に、障害のある人の対応があとまわしになるのは問題だ」（57.9%）、「⑨障害のある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく」（53.9%）となっています。

前ページ記載の「マイノリティ（少数者）とのかかわりについて」の設問から、約4割の人が障害のある人との関わりがないことがわかります。しかし、障害のある人となない人が生活のあらゆる場面で、互いに分かり合おうとすることで、共に生きる社会づくりが進んでいく、と回答した人は9割を超えています。共生社会の実現のため、だれもが参加することのできるふれあいの場づくりが必要です。

地域で暮らす外国籍の人の人権について

【日本における外国人の人権に関する意見について】

(n=1,263)

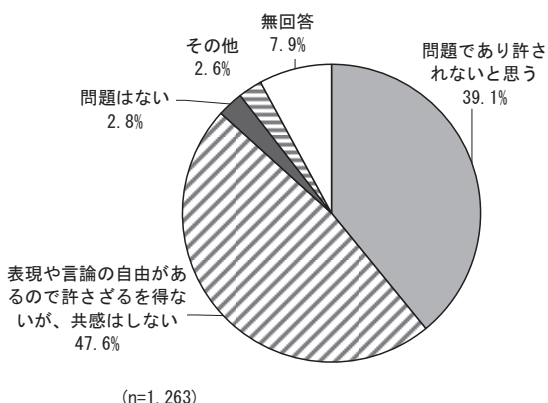


日本における外国人の人権について、「そう思う」が最も多いのは「⑥外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」(37.8%)で、次いで「⑧共生のためには、地域における交流を積極的に進めるべきである」(29.5%)となっています。

「⑥外国人住民が増えているので、福祉などのサービスを受けやすくするために、多言語による情報提供が必要だ」は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が8割を超えています。

現在、「やさしい日本語」による情報提供に取り組む自治体が増えつつあります。地域での交流の機会を増やし、わかりやすい情報提供を進めることが多文化共生社会の実現につながります。

【ヘイトスピーチについて】

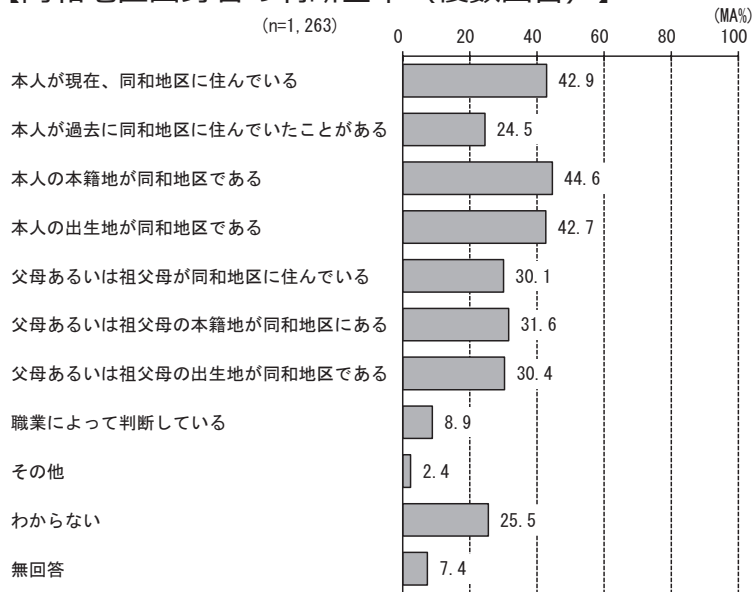


ヘイトスピーチについて、「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はない」が47.6%で最も多く、次いで「問題であり許されないと」が39.1%、「問題はない」が2.8%となっています。

人種や文化の背景、性別、障害、価値観等、自分と異なる人に対して、自覚や悪意なく相手を傷つける言動をとってしまうことがあります。その背景を考える必要があります。

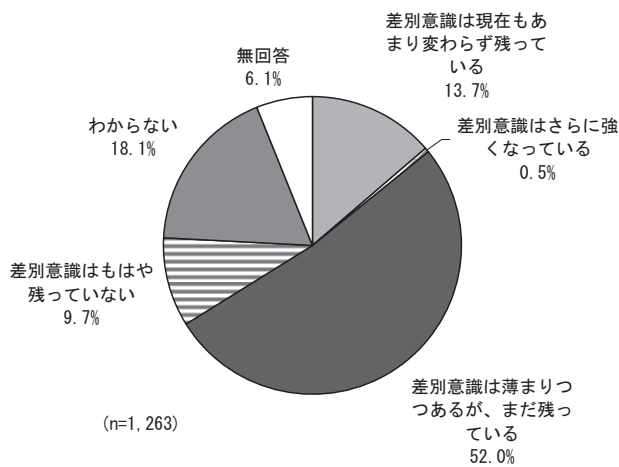
被差別部落（同和地区）出身者の人権について

【同和地区出身者の判断基準（複数回答）】

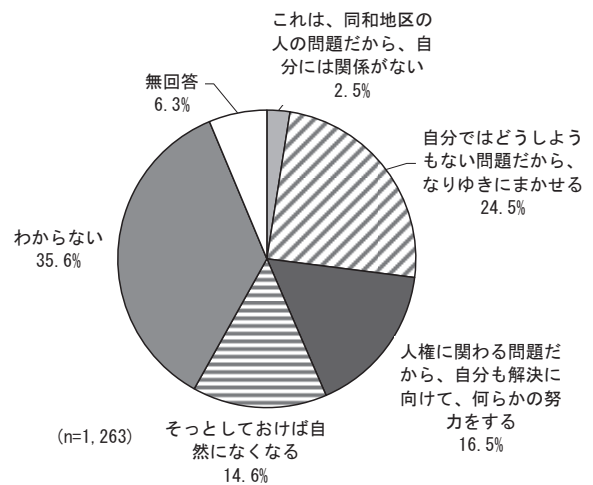


同和地区出身者と判断する基準について、「本人の本籍地が同和地区である」が44.6%で最も多く、次いで「本人が現在、同和地区に住んでいる」が42.9%、「本人の出生地が同和地区である」が42.7%となっています。

【同和地区や同和地区の人に対する差別意識が今でも残っているか】



【同和问题（部落差別）の解決について】



同和地区や同和地区の人に対する現在の差別意識について、「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」が52.0%で最も多く、次いで「わからない」が18.1%、「差別意識は現在もあまり変わらず残っている」が13.7%となっています。

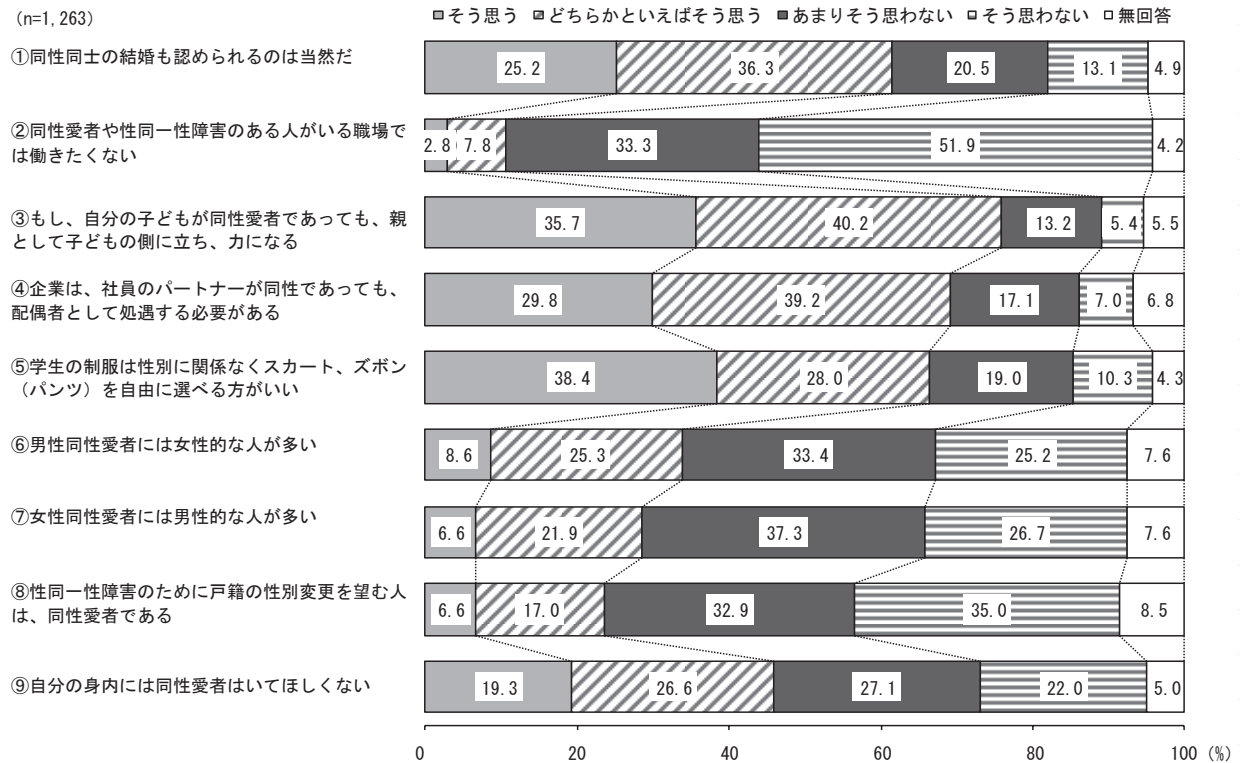
また、同和问题（部落差別）の解決についての意見では、「わからない」が35.6%で最も多く、次いで「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」が24.5%、「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」が16.5%となっています。

同和地区出身者と判断する明確な基準がない中で、差別が今もまだ残っていると感じている人が約7割います。つくられた差別をなくしていくのは、一人ひとりの意識にほかなりません。

性的マイノリティ（少数者）の人権について

【性的マイノリティ（少数派）の人権に関する意見について】

(n=1,263)

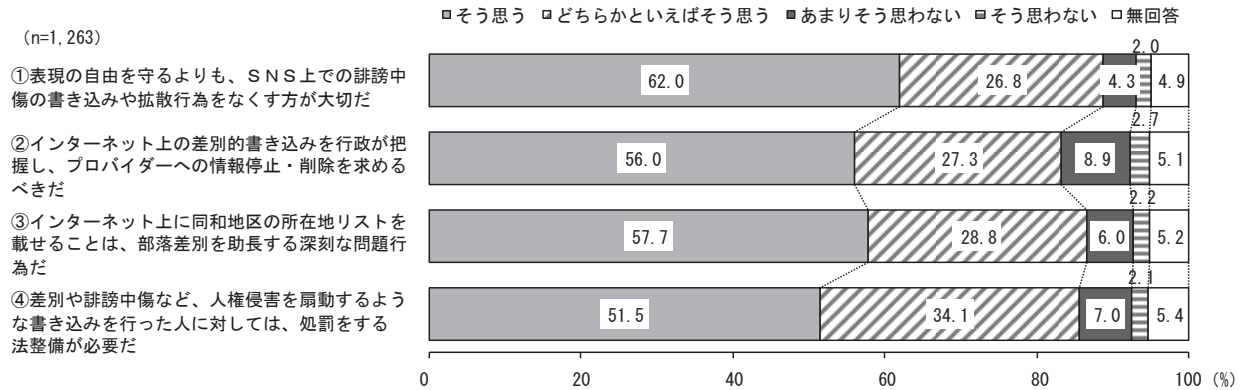


性的マイノリティ（少数者）の人権に関する意見について、「そう思う」が最も多いのは「⑤学生の制服は性別に関係なくスカート、ズボン（パンツ）を自由を選ぶ方がいい」（38.4%）で、次いで「③もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる」（35.7%）となっています。

制服について、スカートかズボンを自由を選ぶことに対して、7割近い人が“そう思う”と回答しています。性別に関わらず、一人ひとりが個性に応じて自由な選択ができる方法を検討する必要があります。

インターネットによる人権侵害について

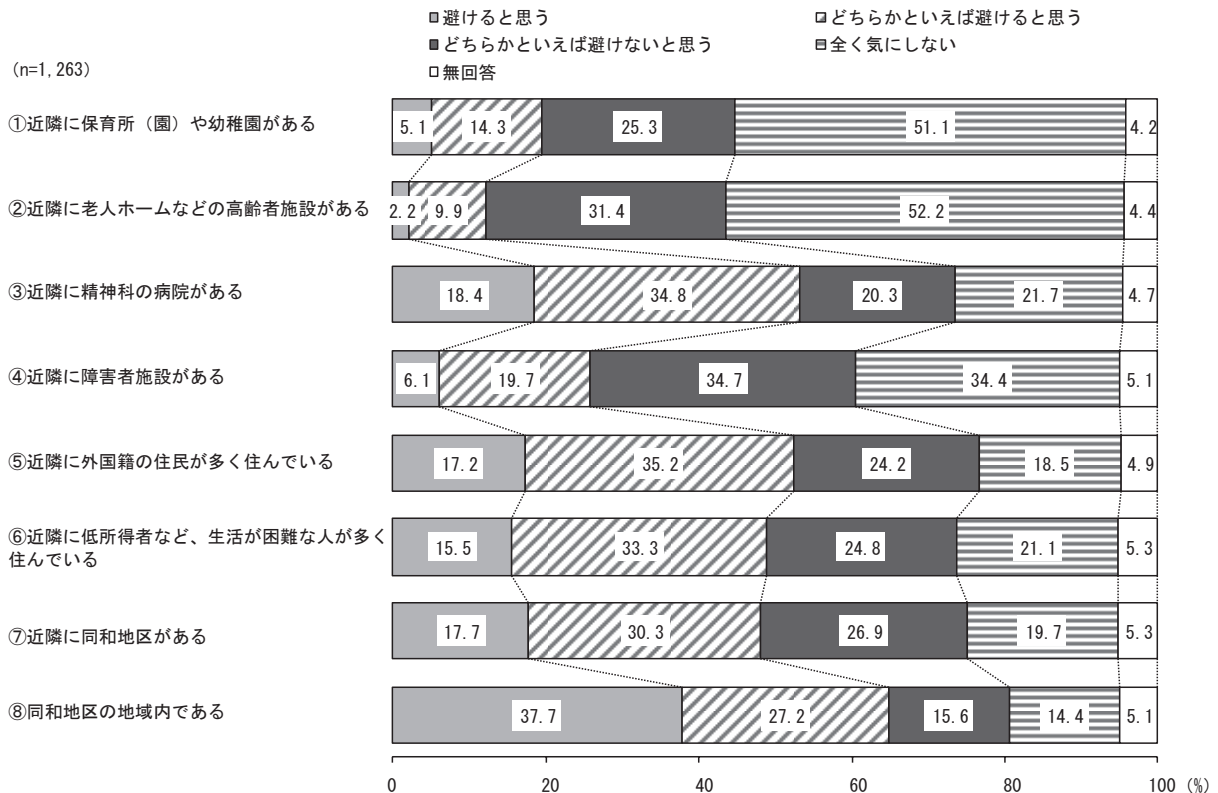
【インターネットによる人権侵害に関する意見について】



インターネットによる人権侵害に関して、いずれの考え方についても約5～6割が「そう思う」と回答しています。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”は、いずれも8割以上となっています。

住まいを選ぶときの考え方について

【価格や立地条件が希望にあっても、次のような条件の物件を避けることがあると思うか】

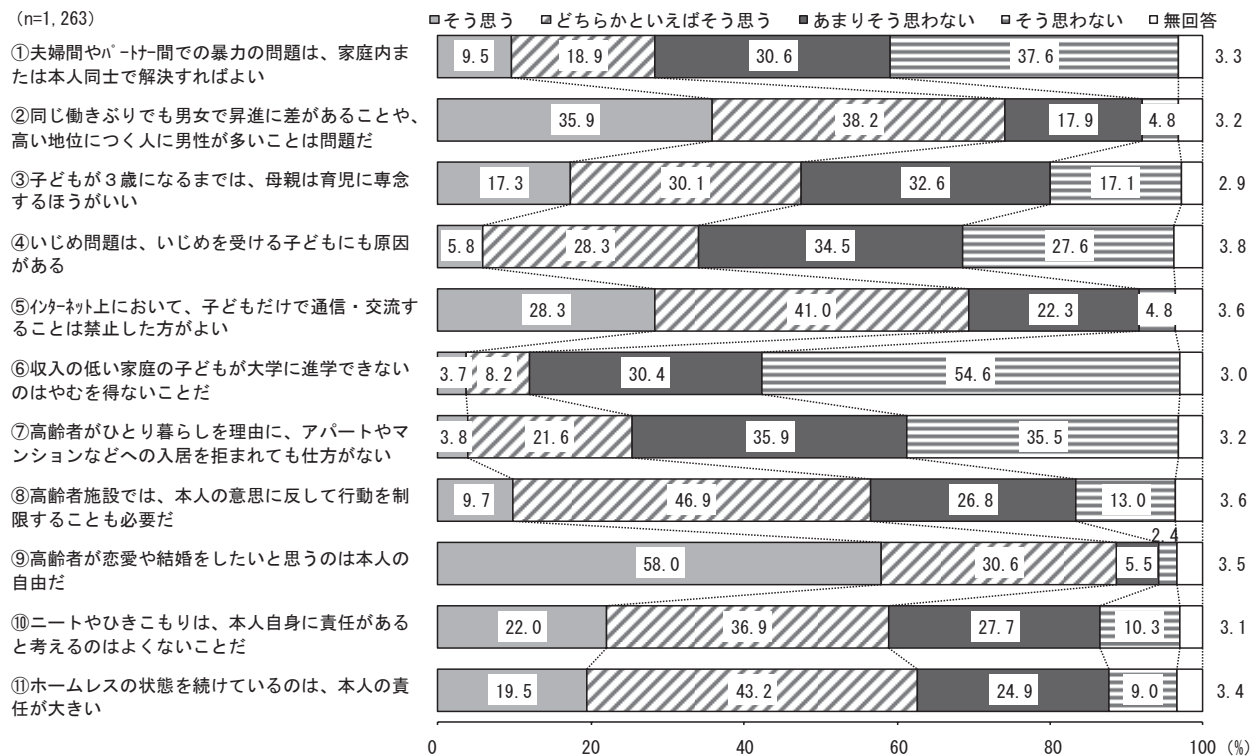


物件を選ぶ条件について、「避けると思う」が最も多いのは「⑧同和地区の地域内である」（37.7%）で、次いで「③近隣に精神科の病院がある」（18.4%）となっています。

様々な人権について

【様々な人権に関する意見について】

(n=1,263)

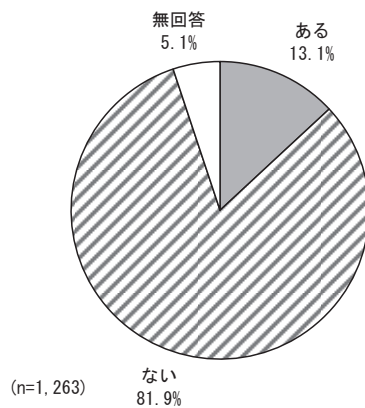


様々な人権に関する考え方について、「そう思う」が最も多いのは「⑨高齢者が恋愛や結婚をしたいと思うのは本人の自由だ」（58.0%）で、次いで「②同じ働きぶりでも男女で昇進に差があることや、高い地位につく人に男性が多いことは問題だ」（35.9%）となっています。

「⑨高齢者が恋愛や結婚をしたいと思うのは本人の自由だ」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”割合は、8割を超えています。

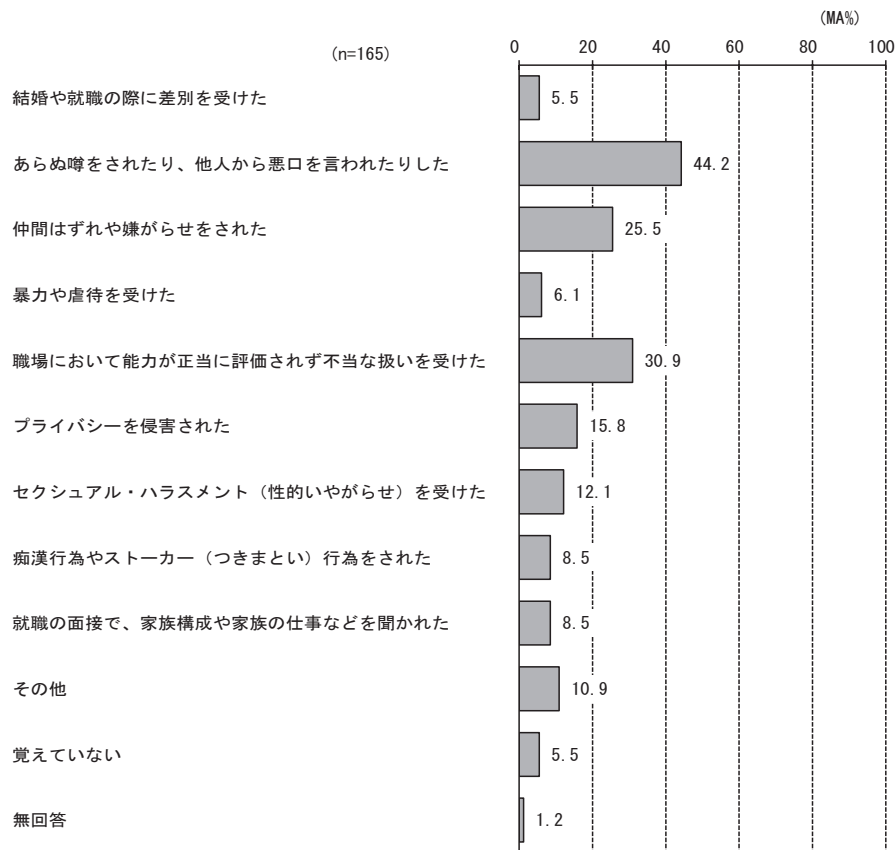
回答者自身の体験・経験について

【この5年で人権を侵害された経験があるか】



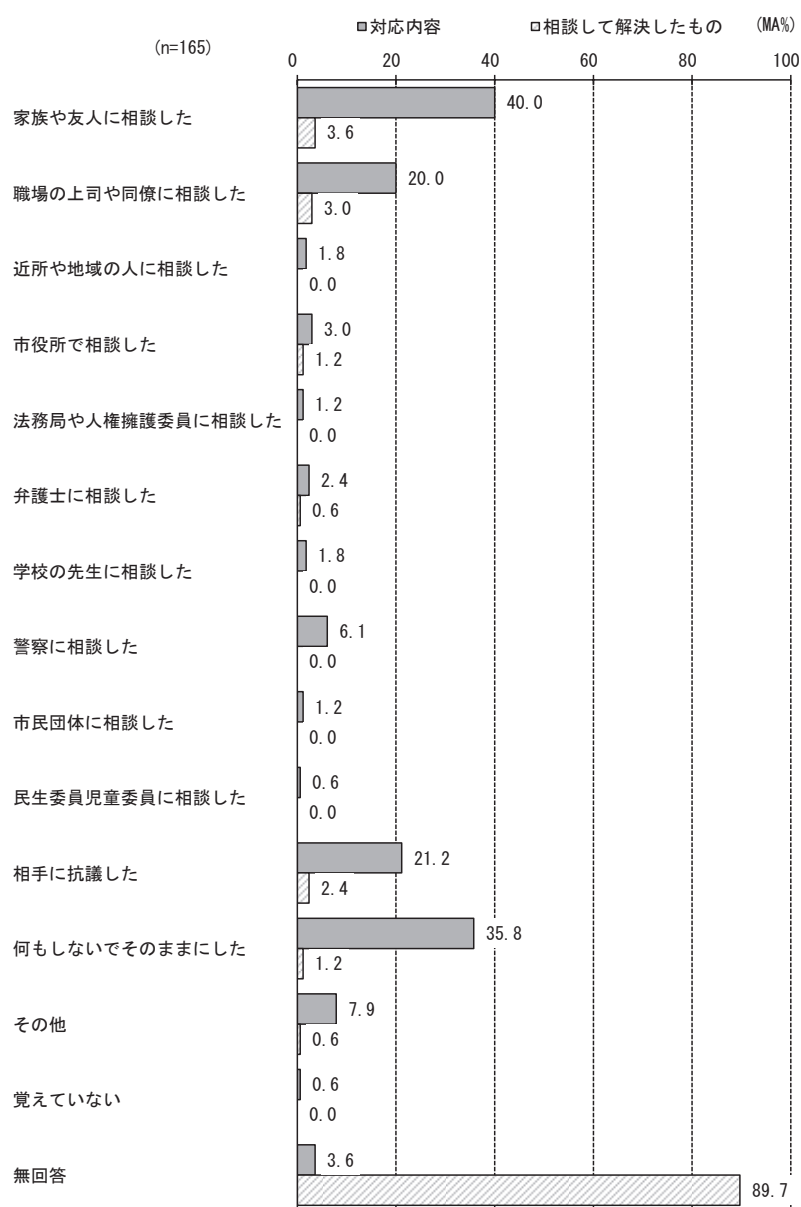
この5年で人権を侵害された経験について、「ある」が13.1%、「ない」が81.9%となっています。

【どのような言動を受けたか（人権を侵害された人のみ回答）（複数回答）】



人権を侵害された経験のある人にどのような言動を受けたかたずねたところ、「あらぬ噂をされたり、他人から悪口を言われたりした」が44.2%で最も多く、次いで「職場において能力が正當に評価されず不当な扱いを受けた」が30.9%、「仲間はずれや嫌がらせをされた」が25.5%となっています。

【対応内容と、そのうち相談して解決したもの（人権を侵害された人のみ回答）（複数回答）】

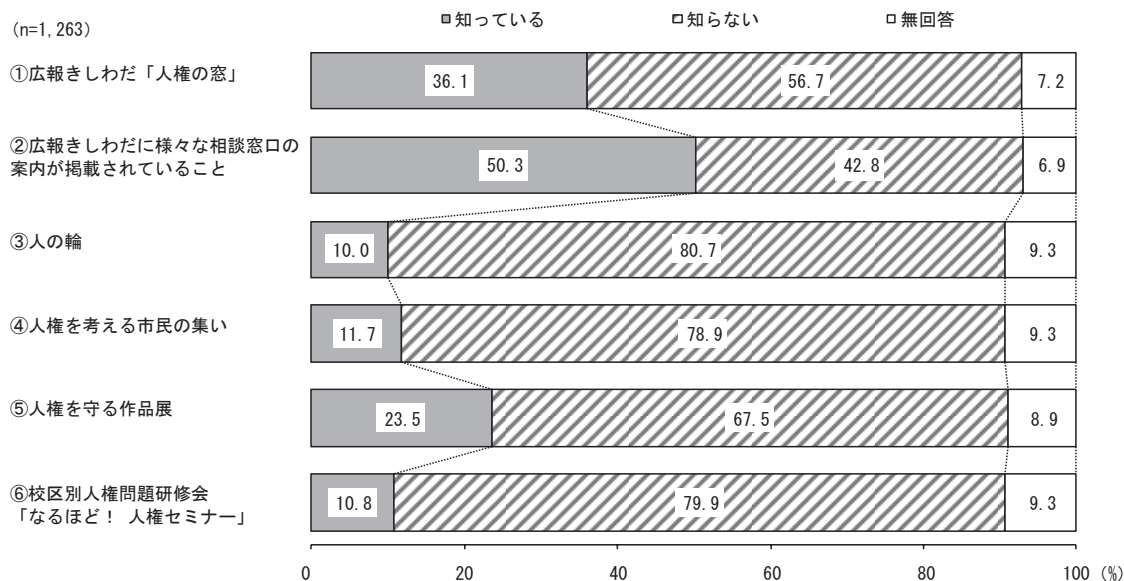


人権を侵害された経験のある人に、どのように対応したかたずねたところ、「家族や友人に相談した」が40.0%で最も多く、次いで「何もしないでそのままにした」が35.8%、「相手に抗議した」が21.2%となっています。

また、それらの対応のうち解決したものでは、「家族や友人に相談した」が3.6%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に相談した」が3.0%、「相手に抗議した」が2.4%となっています。

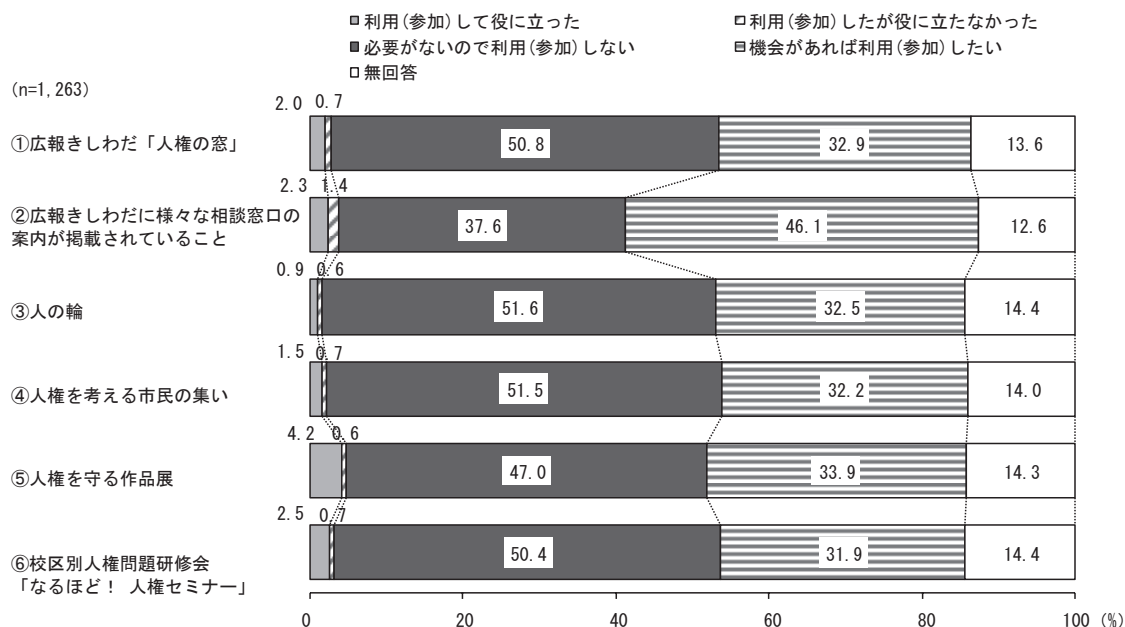
人権に関する市の取り組みについて

【認知度】



人権に関する市の取り組みを知っているかたずねたところ、「知っている」が最も多いのは「②広報きしわだに様々な相談窓口の案内が掲載されていること」（50.3%）で、次いで「①広報きしわだ「人権の窓」」（36.1%）となっています。

【利用状況】



人権に関する市の取り組みについて、どのように感じたかたずねたところ、「利用（参加）して役に立った」、「利用（参加）したが役に立たなかった」を合わせた“利用（参加した）”が最も多いのは「⑤人権を守る作品展」となっています。

各種相談窓口

相談は無料です。**秘密は厳守**しますので安心してお話しください。

※市内在住者対象です。（★は市内在勤者もご利用いただけます。）

※祝日及び年末年始を除きます。

相談名称		相談場所・電話番号	曜日・時間	問い合わせ先
人権全般	人権相談★	人権・男女共同参画課 (市役所旧館 3階) 電話：072-423-9562 FAX：072-423-0108	月～金曜日 9：00～17：00	人権・男女共同参画課 電話：072-423-9562 FAX：072-423-0108
	人権擁護委員による 人権相談（面接）★	人権・男女共同参画課 (市職員会館 2階小会議室) ※変更もあります 電話：072-423-9562 FAX：072-423-0108	第1・第3金曜日 13：00～16：00 ※第4水曜日の13：00～16：00に 貝塚市役所で開催しています。	
女性	女性のための相談★	男女共同参画センター (加守町4-6-18) ●電話相談：072-443-3328 ●面接相談(要予約) 予約電話：072-441-2535	水曜日 10：00～12：00 土曜日 13：00～15：00 第2金曜日 10：00～12：50	男女共同参画センター 電話：072-441-2535 FAX：072-441-2536
	女性のための法律相談 (DV被害者優先)	人権・男女共同参画課(要予約) 予約電話：072-423-9438	原則、第4火曜日 13：00～15：00	人権・男女共同参画課 電話：072-423-9438 FAX：072-423-0108
子ども	子ども家庭相談	子ども家庭課 (市役所新館 地下1階) 電話：072-423-9625 FAX：072-423-3220	月～金曜日 9：00～17：30 ※相談にお越しの際は、なるべく電話予 約（当日でも可）をお願いします。	子ども家庭課 電話：072-423-9625 FAX：072-423-3220
高齢者	高齢者総合相談	●各地域包括支援センター 市内7か所 ●いきいきネット相談支援センター 市内11か所	月～金曜日 9：00～17：30	福祉政策課 電話：072-423-9467 FAX：072-423-8686
障害のある人	障害のある人とその 家族、関係機関からの 総合的な相談窓口	●障害者基幹相談支援センター (障害者支援課内) (市役所旧館 1階) ●他市内3か所 (障害者相談支援事業所)	月～金曜日 9：00～17：30	障害者支援課 電話：072-447-6078 FAX：072-431-0580
	障害者差別について の相談	●人権・男女共同参画課 電話：072-423-9562 FAX：072-423-0108 ●障害者支援課 電話：072-447-7081 FAX：072-431-0580	月～金曜日 9：00～17：30 ※閉庁時 市代表電話（072-423-2121） FAX（072-423-2727）	
その他	DV（配偶者などから の暴力）相談	相談専用電話・FAX： 072-423-6060	月～金曜日 9：00～17：00	人権・男女共同参画課 電話：072-423-9438 FAX：072-423-0108

人権問題に関する市民意識調査ダイジェスト版

【発行】岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号
電話 072-423-9562
FAX 072-423-0108
E-mail jinkens@city.kishiwada.osaka.jp



詳細は市のホームページで
ご覧いただけます